

第 536 号

26長保連第46号

26.7.22

平成26年7月22日

長野県市長会

会長 菅谷 昭 様

長野県保育園連盟

会長 飯島 俊 勝

「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定並びに各種基準等に係る条例の制定について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、長野県保育園連盟の事業推進につきまして、格別のご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」が、平成27年4月に施行されるとして、あらためて政府から明確な方針が示されました。各市町村におかれましては、平成26年4月以降に順次公布されている、「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準等の政省令を踏まえ、9月議会以降の条例の制定に向けてご準備のことと存じます。

「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されます。また、地域の実情やニーズに応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図る計画の策定が、事業の実施主体となる市町村に期待されているところです。

新制度に係る各種基準は、国が示す基準について市町村が「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されております。子ども・子育て支援をより一層推進していくために、県内各市町村において関係条例の制定にあたりましては、より高次の基準で制定されますよう、特段のご配慮をお願い申し上げるとともに、従来各市町村単独で実施されてきた補助事業等が、新制度下においても引き続き継続して実施されますよう別添のとおり要請いたしますので、なにとぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、全国保育協議会長、全国保育士会長の連名で、全国市長会会長様あてにも、同様の趣旨で要請されておりますことを申し添えます。

（本件に関するお問い合わせ先）

長野県保育園連盟事務局 担当 佐藤

〒380-0928 長野市若里7-1-7

長野県社会福祉総合センター内

TEL. 026-228-4415 FAX. 026-228-9443

E-mail: kenhoren@khaki.plala.or.jp

平成26年7月22日

長野県市長会

会長 菅谷 昭 様

長野県保育園連盟

会長 飯島 俊 勝



1. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられる『地域子ども・子育て支援事業』（いわゆる『地方13事業』）は、市町村の「子ども・子育て会議」における地域のニーズ把握並びに関係者の十分な協議・連携のもと、策定いただきたい。

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、利用者支援事業や地域子ども子育て支援拠点事業をはじめとする、いわゆる地方13事業を実施する、とされています。
- 地域内の実情に応じたニーズを充足するためにも、地域のニーズを正確に把握いただき、地域子ども・子育て支援事業が効果的に展開されるべく、関係者の十分な協議・連携のもと、複層的な子ども・子育て支援が図られますようお願い申し上げます。

2. 市町村における、「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準は、より高次の基準により制定いただきたい。

- 国から示された各種基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されています。市町村において、関係条例の制定にあたりましては、各地域の子ども・子育て支援が、質の高い、安心・安全な環境で育まれるよう、より高次の水準の基準で制定されますことをお願い申し上げます。

3. 市町村において、これまで実施されてきた保育・教育の質を高めるための補助事業等は、新制度下でも引き続き継続いただきたい。

- これまで市町村独自に取り組まれてきた補助事業等の支援施策につきましては、「子ども・子育て支援新制度」により総合的な施策として制度的充実が図られるところではありますが、より質の高い環境で乳幼児期の子どもが育まれるためにも、継続してお取り組みいただくようお願い申し上げます。